January, 2012

HATTORI LAW OFFICE NEWS LETTER

東京都暴力団排除条例について

2011 年 10 月 1 日に東京都暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 18 日東京都条例第 54 号　以下、都条例）が施行されて日本全国で同趣旨の条例が施行されるに至ったことに伴い、新聞紙上でもにわかに暴力団排除条例をめぐる報道が多くみられるようになってきました。都条例は、いわゆる暴対法（暴力団員により不当な行為の防止等に関する法律、平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）とは異なり、暴力団の活動を対象とした規制をするだけではなく、都で活動する事業者や都民に対しても直接、暴力団の排除活動に協力するよう行為規制をしています。したがって、事業者にとってはその内容を把握し対応策を講じておくことは必須であり、都民にとっても有用な情報と考えています。そこで今回のニュースレターでは、都条例の基本的な枠組みについて、簡単にご紹介することにしました。なお、全国の条例はそれぞれその内容を異にしていますので、事業活動の地域に応じて個別の確認が必要です。

●　都条例の基本理念と規制の概要

暴対法による規制のみでは暴力団の活動による市民生活への脅威を排除するには不十分であり、暴力団排除のため市民・事業者・自治体を含めた社会全体での取り組みが必要との認識のもとで､全国の暴力団排除条例が制定されることになりました。都条例が掲げる次の「４ないスローガン」も、都・市区町村・都民・事業者が協力して暴力団の活動との断絶を図ることが都条例の基本理念であることを示しています。

（基本理念）第３条
暴力団排除活動は、暴力団が都民の生活及び都の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、都、特別区及び市町村並びに都民等の連携及び協力により推進するものとする。

この理念を実現するため、都条例では、都の基本施策、都民・事業者の責務、禁止行為を定めています。条例の骨子はつぎのとおりです。

１．暴力団排除活動に推進に関する基本施策等
（１）都の事務事業に関する暴力団排除措置
　暴力団関係者を公共工事の入札に参加させない等、都の公共事務・事業から排除すること。
（２）青少年の教育に対する支援
　青少年の教育又は育成に携わる方が暴排教育を円滑に行うことができるよう、必要な支援を行うこと。
（３）暴力団からの離脱促進
　暴力団からの離脱を促進するため、情報の提供や指導、助言を行うこと。
（４）保護措置
　暴力団の排除活動により、暴力団から危害を加えられるおそれがある者に対し、警察が保護のための必要な措置を講ずること。

２．都民等の役割（努力義務）
（１）青少年に対する措置
　青少年の教育又は育成に携わる方は、青少年に対して、暴力団に加入することや暴力団員による犯罪被害を受けないよう、指導・助言等を行うよう努めること。
（２）祭礼等における措置
　祭礼、花火大会、興業等の主催者は、行事の運営に暴力団関係者を関与させないよう努めること。
（３）事業の契約時における措置
　契約時に相手方が暴力団関係者でないことを確認。契約時に、相手方が暴力団関係者と判明した場合、催告なく契約を解除できる旨の特約を定めるよう努めること。
（４）不動産譲渡等における措置
　不動産を譲渡等する場合、暴力団事務所として使用しない旨および、事務所として使用していることが判明した場合、催告なく契約を解除等することが出来る旨の特約を定めるよう努めること。

３．禁止措置
（１）暴力団事務所の開設及び運営禁止
　学校等の敷地の周囲 200 メートルの区域内において、暴力団事務所を開設、又は運営してはならない。
　　＊違反した場合は罰則

（２）青少年を暴力団事務所を立ち入らせてはならない。
　正当な理由なく、青少年を暴力団事務所に立ち入らせてはならない。
　　＊違反した場合は命令及び公表。さらに命令に違反した場合は罰則
（３）妨害活動の禁止
　何人も暴排活動を行う者に対して威迫、つきまとい等の方法で、その活動を妨害してはならない。
　　＊違反した場合は命令、さらに命令に違反した場合は罰則
（４）他人の名義利用の禁止
　暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない（隠蔽する目的を知って利用させることも禁止）。
　　＊違反した場合は勧告・公表。自主申告した場合、勧告等の適用除外
（５）事業者の暴力団関係者に対する利益供与の禁止
　①　事業者は暴力団の威力を利用する目的で利益を提供してはならない（暴力団関係者が利益を利用することも禁止）
　　＊悪質な行為には勧告・命令・公表、さらに命令に違反した場合には罰則
　②　事業者は暴力団の活動を助長する目的で利益を提供してはならない（暴力団関係者が利益を受領することも禁止）
　　＊悪質な行為には勧告・公表
　③　利益供与の事実等について、事業者が自ら申告した場合は、勧告等の措置を行わない。
　　＊威力利用目的の利益供与は除く（自主申告した場合、勧告等の適用除外）

警視庁のパンフレット http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/sotai/image/gaiyou.pdf から抜粋

●　事業者にとって特に重要な規制

都条例の中でも、事業者にとって特に重要な規制として、都条例 24 条（利益供与の禁止）と都条例 18 条（事業者の契約時における措置）について説明します。

○　利益供与の禁止（都条例 24 条）

事業者は、その行う事業に関し、規制対象者が次の各号のいずれかに該当する行為を行うこと又は行ったことの対償として、当該規制対象者又は当該規制対象者が指定した者に対して、利益供与をしてはならない。
　一　暴力的不法行為等
　二　当該規制対象者が暴力団員である場合において、当該規制対象者の所属する暴力団の威力を示して行う法第９条各号に掲げる行為
　三　暴力団員が当該暴力団員の所属する暴力団の威力を示して行う法第９条各号に掲げる行為を行っている現場に立ち会い、当該行為を助ける行為
２　（略）
３　事業者は、第１項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、

又は暴力団の運営に資することとなることの情を知って、規制対象者又は規制対象者が指定した者に対して、利益供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合には、この限りでない。
４　（略）

24 条は、暴力団への資金流入を封じることを目的とした規定です。1 項は、事業者が暴力団の威力を利用し（例えば暴力団への債権回収依頼）、その対償として利益供与をすることを禁止するものであり、事業者による積極的な関与がなければ 1 項違反の問題は生じません。しかし 3 項はより広範に「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる」利益供与行為（助長取引）を禁止しており、事業者は、何が助長取引にあたるのかをあらかじめ理解しておく必要があります。

助長取引に当たるかについて、抽象的には、相手方の属性の濃淡・取引の性質・規模･回数･継続性などにより個別具体的に判断するほかないと説明されていますが、特に注意すべきは、「利益供与」には、対償性がない金員の提供、一般客と異なる有利取扱をする場合のみならず、通常の売買・サービス提供など相当の対償がある取引も含まれることです。みかじめ料の支払、暴力団への事務所提供等のほか、暴力団の行事に場所や飲食を提供する、暴力団の名称が記載された商品製作を受注するなどの取引も、利益供与（助長取引）にあたり得ることになります。全国の条例にも同様に利益供与を禁ずる条項があり、組員が実質的に経営する清掃会社に対して上乗せ報酬を支払っていたことにつき利益供与の中止勧告（福岡県H23.6.27）がなされた事例、飲食業者に対し暴力団の会合場所の提供等を理由に中止勧告をした事例（群馬県 H23.4.27 勧告）、組事務所の内装工事を行った建設業者に対して是正勧告（奈良県 H23.7.21 勧告）がされた事例など、利益供与の禁止規定違反として、勧告までなされているケースが多数みられます。

利益供与の疑いがある場合には、公安委員会や警察による調査が行われ、調査の結果違反事実ありとされれば勧告が行われます。それでも改善されないときには公表、

悪質なケースでは防止命令、罰則の適用もあり得ます。一方で、調査が入ったとしても、勧告が行われる前に、事業者から事実を報告し、将来にわたり違反行為を行わないとの誓約書を提出したときには、勧告は行われないこととされており、暴力団との自主的な関係遮断が促されています。

○　事業者の契約時における措置（都条例 18 条）

事業者は、その行う事業に係る契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認める場合には、当該事業に係る契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するよう努めるものとする。
２　事業者は、その行う事業に係る契約を書面により締結する場合には、次に掲げる内容の特約を契約書その他の書面に定めるよう努めるものとする。
一　当該事業に係る契約の相手方又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該事業者は催告することなく当該事業に係る契約を解除することができること。
二　工事における事業に係る契約の相手方と下請負人との契約等当該事業に係る契約に関連する契約（以下この条において「関連契約」という。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該事業者は当該事業に係る契約の相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができること。
三　前号の規定により必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、当該事業に係る契約の相手方が正当な理由なくこれを拒否した場合には、当該事業者は当該事業に係る契約を解除することができること。

都条例 18 条 1 項は、事業者の契約時に相手方等が暴力団関係者でないかの属性確認をすることを求めています。暴力団関係者とは、暴力団員、暴力団・暴力団団員と密接な関係を有する者をいいます（都条例 2 条 4 項)。属性確認の方法としては相手方から暴力団関係者でないとの表明確約書を得たり、登記情報・ネット情報・警察情報などによる調査をする方法などが考えられます。都条例の施行を受け、警察でも、契約相手が暴力団関係者に該当するか否かの情報については個々の事案に応じて可能な限り提供することとしており、最寄りの警察署・組織犯罪対策第三課・公益財団法人暴力団追放都民センターを問い合わせ窓口として案内しています（末尾に一部記載)。

18 条 2 項は、契約の相手方等が暴力団関係者であることが判明したときに、契約を解除できるような条項（いわゆる暴排条項）を契約書に入れておくことを求める規定です（1 号)。下請契約などの関連契約に暴力団関係者が関与していることが判明したら、その解消を求めることができるような条項、また、解消の求めに応じない場合に契約の解除ができるような条項を入れておくことも、合わせて要請されています（2 号、3 号)。

都条例 18 条を受けて、事業者間取引において、契約締結時に表明確約が要請される、また、暴排条項が挿入された契約書の締結を求められる場面も増えてきていることと思います。18 条は 1 項、2 項とも努力義務であり、また 1 項の属性確認義務は、条文上は、対象となる契約が助長取引にあたる疑いのある場合にのみ求められているものですが（例えば、コンビニで日用品を売買するなど通常取引相手の身分確認をしないような取引は除外されると考えられています)、コンプライアンスやリスク管理の観点からは、適用場面を限定的に考えるべきではなく、属性確認・暴排条項の整備は、すべての契約フローにおいて整備しておくことが望ましいといえます。24 条の助長取引への関与を避けるためにも、いざというときに暴排条項を発動して契約の解消を行い得るようにしておくことは、自衛の意味でも重要なことといえます。

●　暴力団排除活動に関する援助

暴力団との関与に対し、社会の眼は一層厳しくなっています。自ら積極的に関係を持つことを意図していなくても、取引の相手方が暴力団関係者であることが契約締結後に判明する場面も想定し得ます。にもかかわらず、以後も取引を継続したときには、利益供与の禁止規定に該当するとして勧告や公表がなされることもあり得ます。その場合には、公共機関との契約は制限され（都条例 7 条では都との契約の制限規定があります)、金融機関との取引にも制約が生じたり、従前の取引先との取引

継続も困難になる可能性も否定できず、積極的な取り組みが求められます。

しかし、暴力団排除活動に積極的に取り組もうと思う場合、身の危険があるのではないかとの不安を覚える方もいらっしゃるかもしれません。この疑問については、警視庁 HP の Q&A に関連する記述がありますので、抜粋してご紹介をしておきます。

Q：暴力団排除活動を行う場合に、身の安全はどのように守ってもらえるのですか？

A：条例第 9 条において、都が、都民等による暴力団排除活動が自主的に、かつ相互に団結して行われるよう必要な支援を行う旨を規定しており、警視庁では、暴力団と手を切ろうとする都民に対して、暴力団情勢や、暴力団との関係遮断を図るためのノウハウ等を提供したり、助言をしています。
また、第 14 条では、暴力団排除活動を行ったことにより、暴力団から危害を受けるおそれがある方に対しては、警察官による警戒活動を行うなどの保護措置を講ずることを規定しており、都民、事業者の方々が安心して暴力団との関係遮断を図れるように万全を期していきます。
さらに、第 21 条においては、暴力団員に対する利益供与を拒絶するなどの暴力団排除活動を行う方に対し、つきまとい等のいやがらせ行為をすることを禁止しており、このような行為が行われた場合には、警察署長が迅速にその行為を中止するように命令し、これに違反した場合には、罰則を科すなど、徹底した取締りができるようになっています。
また、暴力団から何らかの危害を加えられるおそれがある場合には、最寄の警察署に直接相談していただくか、東京都暴力団排除条例専用フリーダイヤルにご相談ください。なお、緊急の場合には躊躇することなく 110 番通報してください。

≪都条例に関する情報≫

・警視庁「暴力団排除条例の制定について」
http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/sotai/haijo_seitei.htm
暴力団排除条例専用フリーダイヤル　0120-342-110　24 時間対応

・公益財団法人暴力団推進運動都民センター
http://boutsui-tokyo.com/index2.php
表明確約条項や暴排条項の参考例、不当要求防止責任者講習のご案内などが掲載されています。

（参考資料）

・「暴力団排除と企業対応の実務」東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会編、商事法務、2011
・ビジネス法務　2011.11 号「暴力団排除条例への対応」
・警視庁ＨＰ　ほか